

## 整備管理者制度の概要

### 1. 整備管理者とは

- 一定台数以上の自動車を使用する使用者は、自動車の使用の本拠ごとに、一定の要件を備える者を「整備管理者」として選任して、必要な権限を付与し、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させなければなりません。

### 2. 整備管理者の選任

- 整備管理者の選任が必要な車種、使用の本拠ごとの車両数は、次の表のとおりです。  
選任した日から15日以内に、管轄する運輸支局へ届け出なければなりません。

事業の種類	自動車の種類	選任が必要となる台数(使用の本拠ごと)
●事業用 (貨物軽自動車運 送事業者を除く)	●バス (乗車定員11人以上)	●1台以上
	●トラック・ハイタク (乗車定員10人以下)	●5台以上
●自家用	●バス (乗車定員11人以上)	●乗車定員30人以上は1台以上 ●乗車定員11以上29人以下は2台以上
	●大型トラック等 (車両総重量8トン以上)	●5台以上
●レンタカー	●バス (乗車定員11人以上)	●1台以上
	●大型トラック等 (車両総重量8トン以上)	●5台以上
	●その他の自動車	●10台以上
●貨物軽自動車 運送事業	●軽自動車	●10台以上

### 3. 整備管理者の資格要件

- 整備管理者として選任するには、次のいずれかの資格要件が必要です。

(資格要件)
(1) 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上実務の経験を有し、かつ、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。
(2) 一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。

※資格要件(1)の解釈

- 「整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車」とは、次の2種類である。
  - ①二輪自動車以外の自動車
  - ②二輪自動車
- 「点検又は整備に関する実務経験」とは、次のものをいいます。
  - ①整備工場、特定給油所等における整備要員として点検・整備業務を行った経験(工員として実際に手を下して作業を行った経験の他に技術上の指導監督的な業務の経験も含む)
  - ②自動車運送事業者の整備実施担当者として点検・整備業務を行った経験
- 「整備の管理に関する実務経験」とは、次のものをいいます。
  - ①整備管理者の経験
  - ②整備管理者の補助者として車両管理業務を行った経験(平成19年7月9日付け国自整第59号による改正以前の代務者としての経験を含む)
  - ③整備責任者として車両管理業務を行った経験
- 「地方運輸局長が行う研修を修了した者」とは、運輸支局毎に実施している「整備管理者選任前研修」を修了した方をいいます。
 

なお、資格要件(2)の自動車整備士技能検定の合格者は、選任前研修の修了は必要ありません。

4. 選任届出

- 整備管理者の届出が必要な事由は、次の表のとおりです

届出の事由	届出の別	届出日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備管理者を新しく選任したとき</li> <li>・営業所(使用の本拠)を新設し整備管理者を選任したとき</li> </ul>	選任届	15日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者の氏名又は名称若しくは住所が変わったとき</li> <li>・営業所(使用の本拠)の名称又は使用の本拠の位置が変わったとき</li> <li>・事業の種類が変わったとき</li> <li>・人事異動等で整備管理者が変わったとき</li> <li>・整備管理者を減員したとき</li> <li>・整備管理者の氏名が変わったとき(婚姻、養子縁組)</li> </ul>	変更届	15日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を廃止したとき、又は譲渡したとき</li> <li>・営業所(使用の本拠)を廃止したとき、又は選任を必要としなくなったとき</li> </ul>	廃止届	30日

※1. 市町村合併、町名、住居表示等の変更では、上記理由で手続きの要る場合に、併せて行うことができます。

2. 自動車数に変更になった場合には、届出の必要はありませんが、整備管理者選任基準数を下廻った場合には、廃止届が必要です。

●整備管理者の選任届出には、届出書及び次の書面が必要です。

①資格要件のいずれかに該当することを証する書面

・資格要件(1)の方……「実務経験経歴証明書」、「選任前研修修了証明書(写)」、  
「同意書」

・資格要件(2)の方……「自動車整備士技能検定合格証書等(写)」、「同意書」

②整備管理規程(提示)

③過去2年間(道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて  
選任される整備管理者にあつては、5年)のうちに、道路運送車両法53条に基づく解任命令を  
発令された者でないことが記載された書面

④自家用自動車の整備管理者を外部委託する場合には、①、②、③の書面の他に「委託先の  
同意書」、「委託契約書(写)」などが必要となります。

なお、事業用自動車の整備管理者の外部委託は原則認められません(例外有り)。

注:実務経験経歴証明書、同意書、③の書面等は届出書に記入することで添付を省略してもよい。

※詳しくは、最寄りの運輸支局(検査整備保安担当)へお問い合わせ下さい。